

『健康増進施設』『指定運動療法施設』

国民の健康作りを推進する上で適切な施設の認定・普及する目的で、厚生労働省大臣が認定した施設を『健康増進施設』と言います。

また、健康増進施設のうち、一定の要件を満たす施設について、厚生労働省が運動を行うのに適した施設として指定した『指定運動療法施設』があります。

弊社（㈱水ロススポーツセンター Well・Be）は、指定運動療法施設として認定されており、医師の指示に基づく運動療法を実施する際に必要となる月会費について、所得税法第73条に規定する医療費控除の対象とすることが出来ます。

医療費控除の対象

㈱水ロススポーツセンターWell・Be（以下、ウエル・ビ）は、厚生労働省から『健康づくりを推進していく上で、適切なプログラム提供と施設である』という認定を受けております。これにより、医師の指示による運動処方せんに基づいた場合、ウエル・ビにお支払い頂いた『月会費』が医療費控除の対象となりました。

医療費控除は、かかった医療費の一部を課税所得金額から控除する事であり、主に治療目的のものが控除の対象として認められます。

医療費控除になる対象

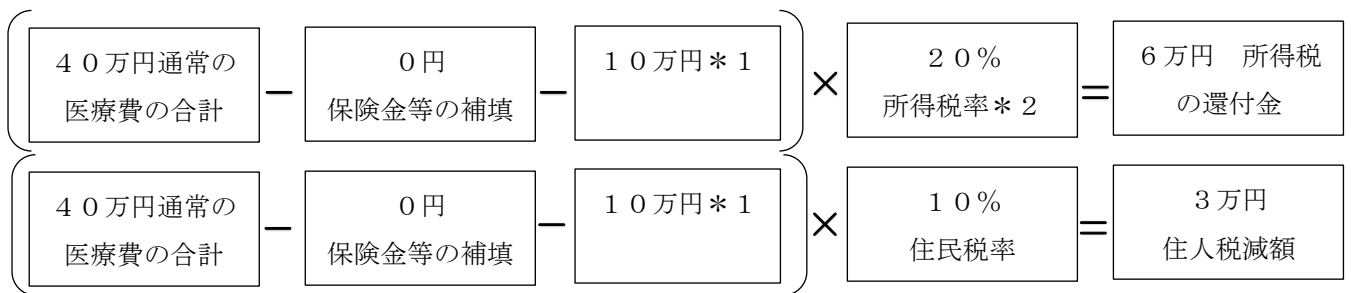
1. 医師、歯科医師に支払った診察費・治療費
2. 治療、療養のために必要な医薬品の購入費
3. 病院、診療所、助産所、介護老人保健施設などへ支払った入院費、入所費等
4. 治療の為のあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整体師に支払った施術費
5. 保健師、看護師等又は治療上の世話を受けるために特別に依頼した人による療養上の世話費用
6. 助産婦による分娩の介助を受けた費用

ウェル・ビを利用して医療費控除の対象になる方

- ◎疾病をお持ちの方のうち、運動療法を行う事が適当であると医師が判断した方であると医師が判断し疾病をお持ちの方のち
- ◎医師が運動処方箋を発行した方
- ◎ウェル・ビに週1回以上来館し、8週間以上運動を続けている方

【シュミレーション (例)】

通常の医療費合計額40万円、保険金などで補填される金額0円
 総所得350万円の場合



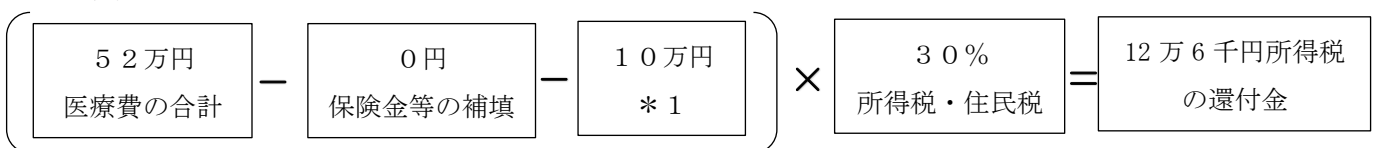
* 1・・・10万円または1年間の総所得が200万円未満の場合は総所得の5%になります。

所得税率*2

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超え	45%

合計9万円が医療費控除により戻ってきます。

ウェル・ビの月会費が1万円の場合、年間で12万円が追加の医療費として申請できる為、医療費合計が52万円となり



合計12万6千円が医療費控除により戻ってきます。

控除の際の手続き

1. 運動処方せんの交付

かかりつけの医師に相談し、運動処方せんを発行して頂くか、ウェル・ビ 岡田までご相談下さい。

2. 運動療法の実施

ウェル・ビに運動処方せんをお持ち下さい。運動療法（トレーニングメニュー）を実践して頂きます。経過観察として定期的にかかりつけ医に受診して下さい。

3. 運動療法実施証明書・領収書の発行

翌年の1月に運動療法実施証明書の発行、利用料金の領収書を発行いたします。

4. 運動療法実施内容の報告

運動療法実施証明書をかかりつけ医に持って行き、内容確認、署名と捺印をもらってください。

5. 所得税の申告

その他の医療費控除対象となるものと合わせて、運動実施証明書と利用料金の領収書を持って、確定申告を行って下さい。

ご不明な点がございましたら、岡田（オカダ）までお問い合わせ下さい。